

テレワーク施設利活用促進補助金に係るQA

No.	質問	回答
1	県内にテレワーク施設を有していますが、本社は県外にあります。本事業に応募できるでしょうか。	事業を実施するテレワーク施設が県内にあれば、運営主体が県外に所在していても対象となります。ただし、県外の施設にて実施する事業に係る経費については、対象となりませんので御注意ください。
2	補助対象となる「テレワーク施設等」の範囲はどこまでですか。	申請時に、要綱上に定義している要件を満たすものかどうかで判断いたします。
3	「コミュニティマネージャー」については、どのような方を想定しているのでしょうか。	定義については要綱のとおりですが、主にテレワーク施設等運営者やスタッフの中で、県外在住のテレワーカーの方と県内の施設利用者との交流促進や、地域とのつながりづくりをサポートする取組をされる方を想定しています。
4	「コミュニティマネージャー」については、コワーキングスペースの運営者と同一人物である必要がありますか。	必ずしも施設運営者と同一である必要はありません。ただし、例えば遠方に居住及び遠方で勤務していて、実施主体である施設に普段はあまり関与していない等、現地においてコミュニティマネージャーとしての活動が実際にできるかどうか疑問視される場合は、活動実態について確認させていただいた上で、場合によっては対象とならない場合がございますので、御留意願います。
5	補助対象者は団体のみで、個人は対象外となりますか？	補助対象者はテレワーク施設等の運営者であり、個人・団体は問いません。
6	補助事業の実施に当たって、外部への委託は可能でしょうか。	委託料についても補助対象としておりますので、可能です。ただし、補助金実施要領上、委託料の占める割合は、補助対象経費に対して50%以内となっておりますので、御留意願います。併せて、申請時に仕様書等、委託内容について分かる書類を提出していただきますので、その際に委託の必要性及び妥当性についても確認いたします。

テレワーク施設利活用促進補助金に係るQA

No.	質問	回答
7	<p>飲食に要する経費は認められないとのことですが、例えば施設利用者と地域の方との交流会を開催する際に提供する茶菓等も対象外でしょうか。</p>	<p>補助対象外となります。 (※補助金実施要領第4条第2項第4号を参照)</p>
8	<p>テレワーク施設管理者が、事業区分のウのようなイベント等を実施する場合、自らが管理する施設の使用料に補助金を充当する(＝補助事業者からの支出先が自らになる)ことは可能でしょうか？</p>	<p>補助対象外となります。 (※補助金実施要領第4条第2項第1号を参照)</p>
9	<p>「コミュニティマネージャーとしての能力向上に必要な経費」については、具体的にどのようなものを指すでしょうか。</p>	<p>先進事例の視察や研修会への参加を想定しております。ただし、当該経費のみにならないよう、視察や研修会の実施後に、要綱別表2に規定しているア～ウまでの事業を実施することが条件となっているため、御留意願います。</p>
10	<p>募集要項において、「事業開始予定日の30日前までに」計画書等を提出することとありますが、例えば事業計画として県外のテレワーカーと地域の方の交流イベントの開催を予定している場合、この場合の「事業開始日」とは、当該イベントの開催日を指すと考えて良いでしょうか。</p>	<p>例えばイベントを実施するために、イベント業者と委託契約を締結して参加者の募集を開始することも、事業の開始(＝着手)と見なします。 なお、交付決定前に契約・発注や支払を行った経費については、補助対象外となりますので、御留意ください。</p>
11	<p>県外在住テレワーカーの呼び込みのために広告を出し、その広告を見て施設を利用した方がいらっしゃった場合、その利用料は「補助事業に係る収入」に該当するでしょうか。</p>	<p>補助事業の対象となる施設の利用料については、実施要領第4条第2項第1号にて補助対象外となる経費と定めています。当該利用料による収入が補助対象経費に直接充当するものではないのであれば、本事業における「補助事業に係る収入」に該当しません。</p>